

お客様各位

平成27年2月1日

余寒なお厳しいこの頃、皆様方におかれましては風邪など召されずお過ごしでしょうか。

今月は下記の4点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成27年度税制改正の進展状況
3. 労働法規制
4. 今月のコラム～美術品の減価償却について

## 1. 今月の事務

今月は平成26年分の所得税・個人住民税の確定申告の受付が2月16日から始まり、3月16日で終了します。

給与所得者は年末調整をしていれば他の所得が20万円以下であれば確定申告は不要ですが、昨年末に年末調整を受けなかった人や、26年中の年収が2千万円を超える人、他の所得が20万円を超える人、2か所以上の会社から給与の支払いを受けている人などは確定申告が必要です。

また、確定申告の必要がない人でも、一定額以上の医療費を支払った場合や、ローンを利用して住宅の取得や増改築をした場合、自然災害（地震、風水害、雪害等）や盗難などで資産に損害を被った場合には、還付申告をすることで、税金が戻ってくるケースがあります。この還付申告は、2月16日より前でも受け付けてもらえ、還付申告ができる期間は、税金を納め過ぎた年の翌年の1月1日から5年間です。昨年以前分でも還付申告は可能です。

今年の傾向として、昨年中の株価上昇により株式譲渡益を過去の譲渡損と相殺して節税を図るケースが予想されますが、もし専業主婦が申告する場合で株式譲渡所得が38万円を超えるとご主人の配偶者控除が縮小してご主人の確定申告が必要になることや、医療費控除をする場合は他の所得も申告しなければならないことに留意して下さい。

## 2. 平成27年度税制改正の進展状況

平成27年度税制改正について、先月号で概要をお知らせした内容を現在国会にて審議中で、大企業の法人税率を引き下げるため、大企業全体に広く負担を増やすというのが今回の改正の目玉と考えられます。

中小企業には、所得800万円以下に対する15%の軽減税率を平成28年まで2年間延長する他、欠損金の繰越期間が現行の9年から10年に延長されるなど朗報があります。

## 3. 労働法規制

政府は労働法規制の緩和策として、事務職に対する労働時間規制を事実上撤廃するホワイトカラー・エグゼンプションの導入を示し、年収1,075万円以上の専門職が対象となる予定です。

働いた時間で賃金を決定していたら、ダラダラ残業が減らないため、事務職については時間ではなく成果で評価することで、働き方の多様化に対応させるのが狙いとしています。

国税庁の資料では年収1,000万円以上の労働者は180万人いますが、大半は管理職であり、今回の改

正で対象となる労働者は金融ディーラーや医薬品開発者やシステムエンジニアなどで20万人にも満たないようです。ダラダラ残業して年収が1,075万円以上になることは通常は考えにくく、いずれは対象となる年収を引き上げていくのでしょう。

そして、現在大企業に適用されている月60時間以上の残業代に対する割増率50%を中小企業にも適用する案が示され、これは中小企業には影響が大きいです。

そのため、この機会に業務の見直しをして、属人的な業務を極力減らして、短時間勤務の高齢者などの活用を積極的に図っていくことも必要です。

その他、子育てや介護を抱える人が働きやすいように、フレックスタイムの見直して柔軟な働き方を導入して、労働力の確保を図ることが検討されています。

#### 4. 今月のコラム～美術品の減価償却について

美術品等は一般的に時間の経過とともに価値が減少しないため、減価償却が出来ないとされていましたが、昨年末に国税庁の取り扱いが変更され、平成27年1月1日以後開始する事業年度から一定の美術品等については減価償却資産として取り扱われ、個人事業者については27年分の所得税から適用されます。

これは平成27年1月1日以後に取得したものに限らず、平成26年12月31日以前に取得したのも対象となります。

対象となる美術品等は、①時の経過によりその価値が減少することが明らかなものとして、会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用もので、他へ移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかで、かつ、他の用途に転用すると美術品等としての市場価値が見込まれないもの、②取得価額が1点100万円未満であるもの（時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。）の2種類です。

これにより、対象となる美術品等をお持ちの会社や個人は減価償却費が計上出来て節税になるのですが、1点注意が必要です。

減価償却資産は毎年1月末に市町村への償却資産申告する義務があり、仮に3月決算会社が平成27年4月1日開始事業年度から減価償却するには、今年の償却資産申告に含める必要があるのです。償却資産の申告期限である2月2日が押し迫った1月28日に償却資産申告の扱いが明らかにされており、もう少し早く公表して欲しいものです。

対象となる美術品等を保有しており、今年から減価償却を予定しているが償却資産申告が済んでいる会社については、償却資産申告の修正で対処することになるでしょう。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>